

令和5年第3回定例会(令和5年9月26日)

観光建設水道委員会委員長 (穴井 宏二 委員長)

去る9月6日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第77号 令和5年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分 ほか2件及び継続審査となっております『請願第1号 Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願』について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第77号 令和5年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分についてであります。

都市計画課関係では、昨年度から南部ひとまもり・まちまもり協議会が地域の課題として「楠銀天街」について議論を重ね、今後の持続可能なまちづくりを進めていくということを示し、国の補助金についても目途がたったことに伴い、地域が主体となった南部の新しいまちづくりを支援するため、「楠銀天街」のアーケードの撤去や道路整備の経費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、都市整備課関係では、地方道路整備事業、別府公園周辺道路整備事業、橋りょう長寿命化事業、山田関の江線外道路整備事業及び浜脇秋葉線道路整備事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、公共発注者における施工時期の平準化の取組が強化されたこと等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に、「議第77号 令和5年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分については、当局説明を適切、妥当と認め、採決の結果いずれも全員異議なく、原案のとおり可決するものと決したところであります。

次に、「議第79号 令和5年度 別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

歳入では、令和4年度の決算により実質収支の増加に伴い繰越金を増額することの説明がなされました。一方、歳出においては、競輪場執務室拡張に係る施設整備工事費等を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、競輪執務室拡張の趣旨について質疑があり、当局から、職員数の増加に伴い、現在の執務室と隣接する会議室を一つにして、執務室を拡張するための工事費用であるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案1件についてであります。

「議第85号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

は、朝日原住宅D棟の入居者が7月に退去され、同住宅を用途廃止することに伴う改正であるとの当局説明がなされました。

委員から、用途廃止後の跡地活用について質疑がなされ、当局から、公共施設マネジメント推進会議に諮り決定されるものであるとの答弁がなされました。

採決の結果、当局説明を適切、妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、『請願第1号 Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願』についてであります。

本請願は、さきの定例会における委員会審査では、事業計画が確定していない状況であり、市が事業者と協議及び地元説明を行っていくという考えが示されたことから、さらに推移を見守る必要があるため、継続審査となっております。

9月7日の委員会審査では、事業者が市と協議のうえ、事業計画案を市に対して示したことを受け、当局より請願事項に沿って計画案の説明がなされましたが、同日、委員会後に市が開催する事業説明会の状況等を踏まえ、改めて審査をすることとなりました。

9月15日の審査では、改めて本請願の趣旨は「請願者は、事業に反対をするものではないこと」「自然環境への配慮と地域の経済を考慮していただきたい」という2点であること、また、請願者から同業他社による民業圧迫の可能性もあることから、4つの請願事項について確認と計画の再考を求める内容であることを確認しました。

次に、当局より9月7日に開催された事業説明会の状況等について概要報告がなされ、委員からるる質疑がなされましたが、このうち請願事項に関しては、松が枯れた場合の責任の所在、宿泊棟のコンテナハウス利用者と一般公園利用者の立ち入りできる場所の境界線についての質疑で、市は事業実施後も維持管理面において関わっていき、なるべく樹木に触れない配管等の工夫をすること、また、宿泊棟を囲う盛土のようなもので境界を設ける予定であり、今後も公園として市民が利用できるといった答弁がなされました。

また、パークPFI事業による公園管理費用は20年の事業期間中、事業者が負担するのかという質疑に対し、公募事業で開発した部分は事業者が管理し、それ以外の部分は市が管理となるが、詳細は実施設計確定後の協議となる旨の答弁がなされました。

また、別の委員からは、本事業における「体験型施設」の定義が明確でないため、高級リゾート施設ができるのでは、といった心配の声が上がるのではないかと、また、この疑念が払拭されていないのではないかとという指摘に対し、当局から、明確な定義というものはないが、本事業は、宿泊施設だけでなく、砂湯やショップ等、民間参入による公園全体の整備により「一日中過ごせる公園」としての体験型施設と考えている旨の答弁がなされました。

これを受け、委員から、請願や陳情等の動きを受け、事業計画が改善された部分は一定の理解をするが、市民の様々な不安はまだ払拭されておらず、本請願の取扱いは慎重に考えた方がよいのではないかという意見がなされました。

さらに別の委員より、宿泊棟数や駐車場の規模について、また松林などの自然環境には配慮されるのかという質疑がなされ、当局より、宿泊棟数や駐車場の規模は縮小され、自然環境についても、ベースは公園であることから、公園管理者として事業者と協議のうえ今後も管理に携わり、緑の総量確保にも努める等の答弁がなされ、これに対し委員より、このうち請願事項の一部については既に請願者の願意に沿ったものになっているのではないかといった意見がなされました。

また、宿泊料金、ショップ等の店舗についても質疑がなされ、当局より、料金や出店内容は事業者の裁量の範囲であり、市として規制はしないとの説明がなされました。これに対して委員より、本事業を進めていくにあたっては、市が今後も事業者と協議をしていくということからも、議会として良否を判断するのは権限外ではないかという意見がなされました。

以上の審査を経て、『請願第1号 P a r k-P F I 事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願』につきましては、最終的に採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、本委員会としては、本請願を不採択とすべきものとするに当たり、本事業は、事業計画確定後も詳細設計ができてから内容が確定する部分があることを踏まえ、当局に対し、今後も事業の進捗状況を適宜議会へ報告するとともに市民等への情報提供を丁寧に行うよう努めることの意見を付すものであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案及び継続審査となっておりました『請願第1号 P a r k-P F I 事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願』に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。